

西宮のまちづくり 役立っています



西宮市では、鉱泉浴場における入浴に対し、1人1日につき宿泊150円、日帰り75円の入湯税が目的税(※)として課税されています。みなさまからお預かりした入湯税は、西宮市の環境衛生、消防施設などの整備、観光の振興に充てられており、まちづくりを進めるための貴重な財源となっています。

(※) 目的税とは、特定の支出目的のために課される税をいいます。

令和3年度 入湯税の使途状況内訳

環境衛生施設などの整備	2,128	千円
消防施設などの整備	6,118	千円
観光の振興	353	千円

次の方などについては、入湯税の課税が免除されます。

- ① 年齢12歳未満の者
- ② 共同浴場又は一般公衆浴場の入湯者
- ③ 規則で定める施設等の入湯者
- ④ 学校教育上の行事の場合の入湯者



西宮市キャラクター
みやたん

みにゃっこ

入湯税の適正申告・納税に、ご理解、ご協力をお願いします。